

岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新産業及び新事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、株式会社日本政策金融公庫から創業のために必要な資金(以下「創業資金」という。)の融資を受けた者に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内において事業を行う者

(2) 事業の開始前及び事業の開始から1年以内に株式会社日本政策金融公庫から市長が別に定める創業のために必要な資金の融資を受け、融資に係る利子を支払った者

(3) 市税を滞納していない者

(補助対象期間)

第3条 補助金の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、創業資金に係る金銭消費貸借契約に基づく第1回利子の支払日から起算して24月以内とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において対象期間における支払済利子(延滞に係る利子を除く。)とし、月額1万円を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金申請の方法及び期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、毎年12月末日までに支払った利子について、当該年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 株式会社日本政策金融公庫が証明する創業資金融資に係る利息支払証明書

(2) 市税の未納のないことを証する書類

(3) 個人にあつては、個人事業の開廃業等届出書(税務署へ提出したもの)の写し

(4) 法人にあつては、法人等設立申告書(岩倉市へ提出したもの)の写し

2 前項第3号及び第4号の書類は、初めて申請した後1年を超えて行う申請については、省略することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の請求書（様式第3）を市長へ提出し、当該補助金の交付を受けるものとする。

(交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定による補助金交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) その他この要綱に違反したとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月25日から施行する。ただし、平成21年4月1日以後に第1回利子の支払日が到来する融資を受けている者から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所
営業を営む場所
(事業所の所在地)

氏 名

創業資金融資に係る利子補給補助金の交付を受けたいので、岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円

商工会確認

年 月 日

担当

様式第2（第6条関係）

岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで交付申請のあった創業資金融資に係る利子補給補助金
については、岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱第6条の規定により、
次のとおり交付する。

交付決定金額 金 円

様式第3（第7条関係）

請 求 書

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所
営業を営む場所
(事業所の所在地)

年 月 日付け第 号で交付決定通知のありました岩倉市創業資金
融資に係る利子補給補助金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込先

振込先			
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱実施細則

(交付対象融資)

第1条 岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号に定める融資は、新規開業資金（生活衛生貸付の新規創業分を含む。）とする。

(同意書)

第2条 市長は、要綱第2条第3号の要件に該当することを調査するため、申請者からあらかじめ同意書（別記様式）の提出を求めるものとする。

附 則

この細則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式

同 意 書

岩倉市創業資金融資に係る利子補給補助金の申請及び補助金交付決定に必要なため、申請人に係る市税の納付状況について、市が税務課保管の関係書類を調査することに同意いたします。

岩倉市長 殿

年 月 日

申請人（法人名又は個人事業主名）
